議案第１２１号

三次市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び三次市等が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和８年１１月２７日

三次市長　福　岡　誠　志

三次市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び三次市等が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例（案）

（三次市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正）

第１条　三次市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成１６年三次市条例第１６６号）の一部を次のように改正する。

第１１条第１項中「第６条の２第５項」を「第６条の２第７項」に改める。

（三次市等が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正）

第２条　三次市等が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成１６年三次市条例第１６８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第９条の３の３第２項（同条第３項」を「第９条の３の３第３項（同条第４項」に、「第９条の３の３第３項」を「第９条の３の３第４項」に改める。

第２条第２項及び第５条中「第９条の３の３第２項」を「第９条の３の３第３項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。